

まつしげ町

MATSUSHIGE TOWN

No. **97**
2024.8

議会だより

令和6年
第2回定例会

Matsushige Assembly News



喜来幼小運動会（5月）

主な内容

- | | | | |
|----------------------|----|----------------------------|----|
| ● 町政に対する一般質問 | 2 | ● 閉会中の継続調査報告 | 11 |
| ● 常任委員会委員長レポート | 8 | ● 令和6年度町村議会議長・副議長研修会 | 12 |
| ● 全員協議会報告 | 10 | ● 編集後記 | 12 |

発行／徳島県松茂町議会 編集／松茂町議会広報常任委員会

〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30 TEL 088-699-8720 FAX 088-699-6010



町政に対する一般質問

本年2回目の定例会が6月4日から6月18日にかけて開催されました。
2日目に当たる10日には一般質問が行われました。

松茂町宮豊久墓地公園について

問

① お参りされる方の安全面を考えると全体に手すりを付けないといけないのでは。

② 墓地の空き区画と募集広報は。

答

① 利用者の安全のため、今後、特に危険な

災害時のトイレ問題の対策について

問

① 携帯トイレ、組み立て式簡易トイレの備蓄状況は。

② マンホールトイレの設置状況は。

③ トイレトレーラーの導入は。

答

④ トイレの重要性の啓発は。
⑤ 民間との応援協定は。



板東 絹代 議員

箇所から、順次、設置して参りたいと考えております。

② 例年、その年度に返還された区画があった場合に、年度末の2月から3月頃に広報まつしげや広報無線、ホームページなどで募集広報を行っております。また今年度は、現時点で4つの空き区画がありますので、募集することも検討しています。

① 簡易トイレは、町内12箇所の避難所に計132基、電動式簡易トイレが、町内福祉避難所2箇所に計3基、備蓄しております。また、上下水道が使用できない洋式トイレなどにセットして使用する「携帯トイレ」を、7万6,000回分備蓄しております。

② 専用マンホールではなく、通常のマンホールを前提に1基備蓄しています。

なお、マツシゲートと向喜来緑地公園には再生水を循環させるトイレを整備しており、これらは、災害発生時にも引き続き使用できる機能を有しています。

③ 来年度から「移動設置型トイレ」を導入

したいと考えており、現在、議員が例示されたトイレトレーラーに限らず、仮設トイレや車載型トイレなど、導入に向けた情報収集を進めております。また、財源としては、有利な交付税措置のある国の「緊急防災・減災事業債」等を活用する予定としております。

④ これまでも自主防災組織等による防災訓練で、仮設トイレの設置の仕方や使い方について講習をまいりました。今年度については、より一層力点を置き、NPO法人日本トイレ研究所から専門講師を招き、災害時のトイレに関する講演を実施する予定です。

その他、様々な機会を捉え、継続的に町民各層への意識啓発に取り組んでまいります。

⑤ 現在、トイレに関係する協定として、町内に営業所を置く県外のリース会社と「災害時に仮設トイレや簡易ハウス、建設重機等を優先的に提供を受けることができる協定」を1件締結しています。

この他にも、上下水道設備の応急復旧を含む「支援活動の協定」として、町内17の土木建設関係事業者と協定を締結している他、徳島県及び県内全ての市町村と、ゴミやし尿処理を含む相互応援協定を締結しております。



ここが知りたい！

議会会議録は松茂町立図書館及び議会ホームページにて9月から閲覧可能となります。

詳細についてはホームページに掲載している会議録をご参照下さい。

防犯・安全対策について

問

幼稚園・小・中学校そして松茂町の安全対策について。

①現在の防犯カメラ設置と今後の計画は。

②学校現場での安全対策や防犯訓練状況について。

答

①令和元年度から年1箇所ペースで、町内各所に設置を進めています。また、設置場所については、犯罪が発生した場合に、逃走経路となり得るような場所を、警察の意見も踏まえて選定しています。



川端 順 議員

令和元年度には、スマートインター開通により人流が増えた中喜来地区に1基、2年度と3年度は、長原駐在所の廃止に伴い、長原地区を見守るような形で豊岡地区に年1基ずつ、以降は逃走経路を念頭に、令和4年度は向喜来地区に、5年度は笹木野地区に、それぞれ1基ずつ設置しており、現在、設置箇所数は5箇所となっています。

今後の計画については、本年度、広島地区に1基を予定すると共に、来年度以降も現在のペースで設置を続けていきたいと考えています。

②各校において「危機管理マニュアル」を作成しています。

この危機管理マニュアルに、不審者侵入への対応があります。

学校では、正当な理由がなく校地や校舎に立ち入ったり立ち入ろうとする者を「不審者」と呼びます。不審者かどうか見わけするために、幼稚園や各学校の正門及び入口の施錠管理や防犯カメラ、インターフォンなどでモニター監視を行っています。

また、防犯に役立つ道具として「さすまた」等を用意していますし、警察へ直接繋がる「非常通報装置」も設置していますが、教職員が協力し連携することや、その時の状況判断が重要となってくるので、様々なシミュレーションを想定して研修しているところです。

昨年度、町内の小学校が警察と連携して、不審者対応の訓練を実施したところ、いろいろな課題がみつかりました。それらを踏まえて、今後も、実践的な防犯訓練を実施し体制を整備してまいります。

また、児童・生徒が、防犯教育や訓練を受けることで、子どもたちの危機管理意識を育ててまいります。

防犯カメラ



不審者対応防犯訓練



自然災害 雷の対策について

問

① 落雷という自然災害を受け、松茂町ではどのような危機感を持ち対策を実施しましたか？

② 雷注意報や雷の兆候が出ている時は屋外活動をする際の注意や指導ができていますか？

③ 幼・小・中学校において、災害対応マニュアルの作成は出来ていますか？

答

① 落雷事故防止の措置徹底を周知し、更に、令和6年4月5日付けで、県教育委員会から、「事件・事故情報の共有と注意喚起について」と題し、落雷事故の再発を防ぐため、留意事項を踏まえ各校の備えを改めて確認する等の対応を徹底する旨の通知があり、すみやかに管内の町立幼・小・中学校に周知いたしました。

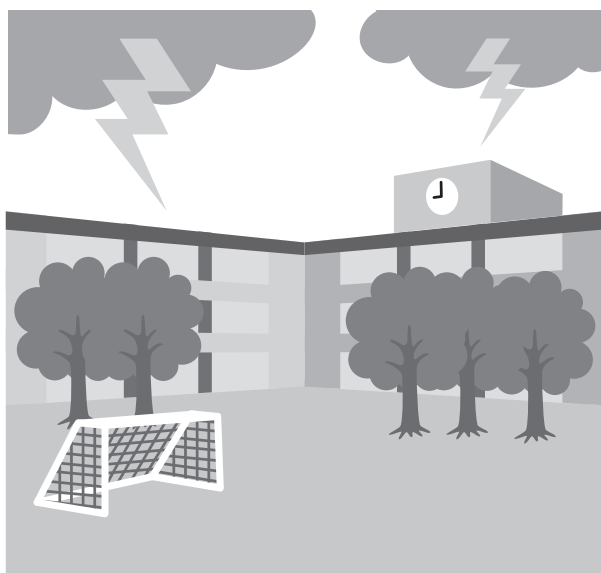
② 文部科学省からの留意事項を踏まえ、運動場等で雷の音が聞こえたら、「活動を中止し建物の中にはいること」を教職員や部活動等の関係者また、子どもたちにも徹底しています。なお、積乱雲が近づいているサインを見逃さず、危険性を認識するとともに、天候の急変などの場合には躊躇することなく計画変更・中止等の措置を講ずることによって、児童生徒等の安全を確保してまいります。

③ 児童生徒の安全を確保するため、

学校保健安全法に基づき全ての学校において作成が義務づけられていますので、町立幼稚園、小・中学校に危機管理マニュアルは作成いたしております。ただし、自然現象への対応については、各種警報・注意報発令時にとる措置についての掲載はありますが、雷に特化したものは掲載していません。今後におきましては、文部科学省の「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」の雷への対応における留意点を参考に、マニュアル化する方向で協議してまいります。



立井 武雄 議員



※ヤングケアラーとは 本来なら大人が担うと想定されているような家事や家族の世話、介護などの世話を日常的に行っている 18 歳未満のこどものことをいいます。
お世話を必要としている人は、主に障がいや病気のある親や高齢の祖父母、幼いきょうだい等です。

ヤングケアラー支援について

問

現在、松茂町において、ヤングケアラーの存在把握や実態調査、また、福祉や介護など教育と連携しての心のケアや環境の改善に向けた取り組みについて、どのような支援対策をされているのかを具体的にお聞かせ下さい。

答

令和 4 年 10 月に、子どもとその家庭及び妊産婦を対象とした相談・支援の拠点機関として「子ども家庭支援室」を福祉課内に設置し、ヤングケアラー



金森 恵美子 議員

支援につきましても、関係機関と連携し、個々の状況に応じた適切な体制を構築しています。

ヤングケアラー支援では「気づくこと」「連携すること」が重要であるとの観点から、学校や介護など様々な分野からの「気づき」を子ども家庭支援室で集約し、そのご家庭に最適な支援を検討するため、必要に応じて連携機関が集まるケース会議を開催しています。

また、ヤングケアラー本人やその家族が、自分たちの置かれた状況に気づき、自ら相談ができるような環境づくりも必要であることから、学校現場において、スクールカウンセラーや相談員等を配置し、子どもたちや保護者が身近な場所で悩みを相談できる体制を整えています。

毎年度、子ども家庭支援室の案内チラシを、幼稚園、小・中学校等を通じて各家庭に配布しており、子どもたち

とその家族に「相談できる場所がある」ことの周知にも努めています。

子どもたちが「子どもらしい」生活を送ることができるよう、今後も引き続きヤングケアラーについて啓発を行い、加えて関係機関との連携を強化し、支援体制のより一層の充実を図って参ります。

まつしげちょう こ 松茂町子ども家庭支援室

まつしげちょう 松茂町内に住んでいるすべての子どもや、妊産婦に関する相談に応じています。

こんな悩みありませんか？

子どもからも相談できます

ごはんを食べさせてもらえない
親のかわりにきょうだいの世話を
していて、自分の時間が
ない
家に帰りたいくない



子育てのこと

子育ての仕方がわからない
家族の関係がうまくいっていない
生活が忙しくて、
子どもに十分な生活がさせられない

ご近所のこと

近所の家から、
子どもの泣き声がよく聞こえる
子どもだけで長時間
留守番をしているようだ

ひとりで悩まず相談を！

インクルーシブ教育について

問

インクルーシブ教育とは、障がいのある子どもと障がいのない子どもが一緒に教育を受けることで、「共生社会」の実現に貢献するという考え方である本町ではどのような考えをお持ちか伺います。

答

松茂町では、「通常の学級」・通常の学級に在籍しながら一部について特別の指導を受ける「通級による指導」・「特別支援学級」といった、連続性のある多様な学びの場を整備しております。



村田 茂 議員

また、教育相談や就学先決定等に助言を行う「教育支援委員会」を設置しております。

町の特徴ある取組といたしましては、各校の特別支援学級に特別支援指導員の配置、小学1年生を支援する幼小連携指導員の配置、また、町立幼稚園に特別支援の専門知識をもった特別支援相談員の配置を行っております。

学校現場においては、県立特別支援学校に在籍する子どもが居住する地域の学校に来て学び合う学習や、あるいは特別支援学級の子どもが通常の学級で学ぶ学習「交流及び共同学習」を実施しています。また、町内の小学校では、5年生の総合的な学習の時間で「共に生きる」をテーマとし、町内の児童発達支援センターで療育を受ける子どもたちとオンラインで交流しています。

このような取組を通して、共に学び合い、経験を深めています。そして、尊重し合いながら協働して生活していく態度・社会性を養い、豊かな人間性を育んでいます。



オンライン交流学習

共生社会をつくるためには、一人一人が相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合う「心のバリアフリー」を体現していくことが必要であり、インクルーシブ教育の推進は、共生社会の実現に向けて重要な理念と考えております。

今後も、全ての子どもたちの教育を受ける機会を保障し、一人一人が持っている能力を有効に発揮できるよう、ソフト面・ハード面の環境整備を継続して参りたいと考えております。

耐震補強が必要とされる 家屋の状況について

問

①耐震補強が必要とされる住宅の実数把握は？
②その家屋の所有者に対して補助金等を活用しての補強工事の啓発、促進は？

答

①木造住宅耐震化促進事業で対象となる木造住宅は、町内に約2,400棟ありますが、住宅の所有者からの申込みにより、耐震診断を受けていただくことで、耐震補強が必要かどうかが判定されますので、耐震補強が必要な住宅が何棟あるのかまでは、把握しておりません。

②耐震補強工事の啓発、促進対策につきましては、あらゆる機会と手段を用いて周知啓発に取り組んでいるところです。



佐藤 道昭 議員



50歳以上の人を対象に带状疱疹 ワクチン接種の一部助成について

問

带状疱疹のワクチン接種は全額自己負担で高いです。町単独のワクチン接種助成は。

答

現在は、町としてワクチン接種の助成は考えておりませんが、今後、国や県の動向に注視してまいります。



板東 絹代 議員



常任委員会

委員長レポート

第2回定例会の議決の結果、選挙第1号、同意第2号、報告第1号及び第2号の2件、承認第1号、議案第27号～議案第32号の6件、発議第3号及び第4号の2件、請願第2号については、原案どおり可決しております。

委員会付託案件以外で審査し、可決した内容

選挙第1号	松茂町ほか二町競艇事業組合議会議員の選挙
同意第2号	監査委員の選任について
報告第1号	令和5年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について
報告第2号	専決処分の報告について
専決第1号	松茂町民グラウンド改修工事変更請負契約締結について
発議第3号	議員派遣の件
請願第2号	家族従業員の働き分を認めない所得税法第56条の見直しを求める請願
議案第32号	喜来幼稚園空調改修工事請負契約締結について
発議第4号	「所得税法第56条の見直し」を求める意見書

国民一人一人が、森を支える。 森林環境税



総務

常任委員会

総務常任委員長

立井 武雄

松茂町税条例の一部を

改正する条例

改正の主な内容は、令和6年度個人住民税所得割額から、納税者本人及び控除対象配偶者を含めた扶養親族1人につき、1万円の定額減税を実施するものです。

松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

改正の内容は、被保険者間の保険税負担の公平性を確保するため、課税限度額の引き上げ及び軽減判定所得の見直しを行うものです。

令和5年度松茂町一般会計補正予算(第10号) 所管分

各種事務・事業の確定による不用額を減額補正すると共に、歳入増額分と歳出不用額を合わせて公共施設更新等準

備基金に1億円、財政調整基金に6千289万9千円を積み立てたものです。

徳島県市町村総合事務 組合規約の変更について

令和6年度から「森林環境税」の賦課徴収が開始されることに伴い、徳島県市町村総合事務組合徳島滞納整理機構への滞納事案引き継ぎに「森林環境税」を加えるため、規約の変更を行うものです。

令和6年度松茂町一般会計 補正予算(第1号) 所管分

この補正予算の主なものは、国による給付金・定額減税一体措置のうち、減税しきれない税額がある方を対象とした調整給付金の支給のため、歳出において1億7千88万円を増額補正し、歳入においては、給付金の充当財源として国庫支出金等を増額補正するものです。

産業建設

常任委員会

産業建設常任委員長

尾野 浩士

令和5年度松茂町一般会計 補正予算(第10号) 所管分

歳入の主なものは、住宅使用料、住宅駐車場使用料併せて176万2千円の減額は、町営住宅の入居者の減少によるものです。

また、土木費国庫補助金767万2千円の減額は、橋梁長寿命化のための点検や修繕工事を実施した結果、補助額が確定したことによるものです。

歳出の主なものは、じん芥処理費は、1,356万円の減額は、燃料費、光熱水費及び薬品代を実績により減額し、修繕2件を入札等の執行残により減額補正するものです。

主な質疑事項

Q 各町営住宅の入居数はどのようになっていますか。



A 令和5年度末で笹木野団地が152戸の内、100戸、福有団地が32戸の内、25戸、中喜来団地が102戸の内、72戸、長原団地が18戸の内、12戸が入居しています。

教育民生

常任委員会

教育民生常任委員長

米田 利彦

令和5年度松茂町一般会計 補正予算(第10号) 所管分

今回の歳入の主なものは、総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金942万5千円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,601万9千円の減額補正は、非課税世帯への3万円と7万円をそれぞれ給付する事業で実績によるものです。

歳出の主なものは、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金費で2,285万5千円の減額補正は、歳入でも

触れましたが非課税世帯給付事業の実績によるものです。

また、公園体育施設管理費の工事請負費1、203万1千円の減額補正は、松茂町民グラウンド改修工事の額が確定したことによるものです。

主な質疑事項

Q 地域生活支援事業負担金の事業内容はどのようなものがありますか。

A 板野郡5町での広域事業であり、障がい者の方々に対し、手話通訳者の派遣やリフト付きワゴン車での送迎等を行っております。

松茂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例

国が定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、保育士の配置基準の見直しなど、所要の改正を行うものです。

松茂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

国が定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の改正に伴い、重要事項の書面掲示の見直しなど、所要の改正を行うものです。

令和6年度松茂町一般会計補正予算(第1号) 所管分

今回の補正は、国が実施する住民税非課税世帯等支援給付金事業の実施及び不妊治療・不育症検査治療助成にかかるものです。

令和6年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

今回の補正は、本年12月2日の健康保険証の廃止に伴い、健康保険証の利用登録がなさ



れたマイナンバーカードをお持ちでない方に対して、資格確認書等を交付するため、システム改修を行うものです。

全員協議会

報告

令和6年6月4日に町議会議員、町長はじめ担当課職員出席のもと、町づくりに関する重要事項について協議いたしました。

協議事項

- (1) 「第五次松茂町総合計画」実施計画(令和6年度版)について(別冊)
- (2) 新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置について(拡大)について
- (3) 結婚新生活支援事業補助金(拡大)について
- (4) 熱中症特別警戒情報の運用開始について
- (5) 松茂町「ゼロカーボンシティ」宣言について

閉会中の 継続調査報告

5月23日（木）産業建設常任委員会を開催し、建設課所管の令和5年度事業実施箇所及び令和6年度事業実施予定箇所のうち主要な箇所を現地視察しました後、担当課より詳細説明を受けましたので主な内容をご報告します。

令和5年度 事業実施状況について

道路橋梁費の工事請負費では合計9件の6千581万9千円、修繕料（道路の簡易な舗装補修等）1千30万4千円、委託料（道路実施設計や測量調査、側溝清掃や路肩の除草等）では、合計7件の3千293万3千円の合計1億905万6千円の事業を実施しました。農業土木事業費の工事請負費では、1件の水路補修工事778万7千円、委託料では、1件の測量設計44

万円、合計822万7千円の事業を実施しました。道路橋梁費とあわせて総事業費1億1千728万3千円です。

令和6年度事業施行 要望箇所について

道路橋梁費では、老朽化が

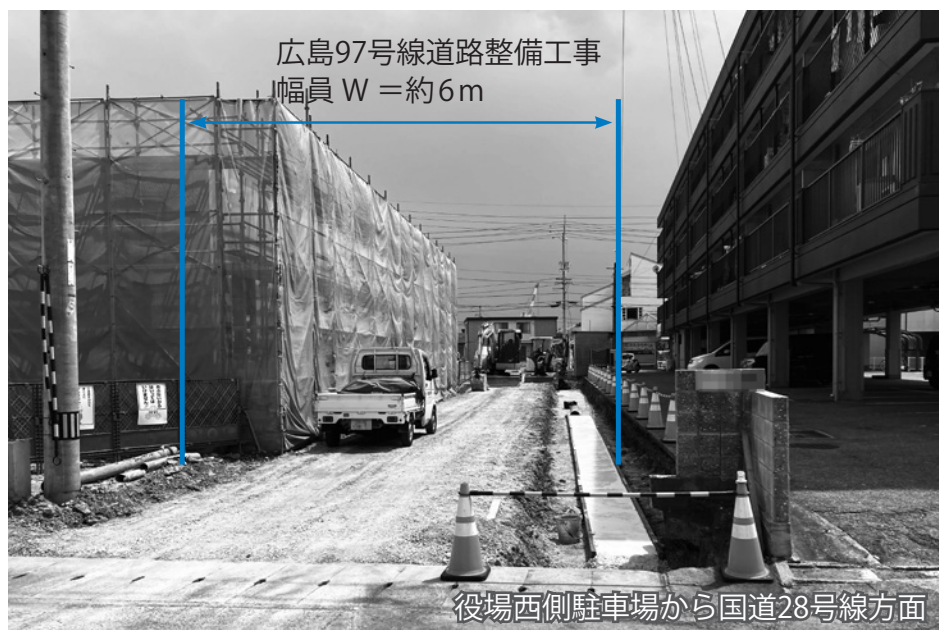
進んでいる橋梁修繕による長寿命化や防衛省の補助金による舗装工事など、1億320万円を予定し、の中には、地元要望を受けて実施する金額も含んでいます。修繕費は、1千100万円、委託料は、2千900万円で合計1億4

千320万円となります。農業土木事業費では、工事請負費1千万円、委託料は測量設計費300万円の合計1千300万円となり、総事業費1億5千620万円となります。

令和6年度事業実施予定箇所

【工事概要】

工 事 名：広島97号線道路整備工事
工事箇所：松茂町広島字東裏
契約金額：20,515,000円
工 期：令和6年5月1日～令和6年10月31日
受 注 者：松茂町豊岡字芦田鶴113-6 大東興業(株)
工事内容：道路整備工事
幅員 W= 約6 m
排水構造物 一式
舗装工 一式
その他



「徳島南部・阿南安芸自動車道」「徳島自動車道4車線化」 及び「国土強靱化」に係る要望活動

令和6年5月8日（水）徳島県後藤田知事をはじめ、各市町村長、各市町村議長で東京都の国交省、自民党本部へ行き、徳島県の高規格道路関係の重要要望として①高規格道路の整備を推進する予算の確保、②高規格道路の整備加速・機能強化を、国土強靱化の実現に向けた社会基盤整備に関する要望として、①継続的・安定的な予算や執行体制の確保、②大規模災害に備える社会基盤整備に更なる推進、③県都の魅力的なまちづくりの推進を掲げ徳島自動車道の全線4車線化に向け要望活動を行った。

令和6年度町村議会議長・副議長研修会

5月20日に東京国際フォーラムにおいて、「令和6年度町村議会議長・副議長研修会」が開催され、川田修議長、板東絹代副議長が出席しました。この研修は、町村議会議長・副議長の研鑽の場として、昭和51年から毎年行っております。

まず、全国町村議会議長会会長 渡部孝樹氏の開会あいさつからはじまり、講演が行われました。講演は3部に分かれておりまして、講演第1部「議員のなり手不足は「住民自治の危機」：その打開の道を探る」大正大学教授 江藤俊昭氏、講演第2部「ハラスメントー自治体議員が注意すべきポイントー」弁護士・元流山市政策法務室長 帖佐直美氏、講演第3部「将来の地方議会を担うのは誰か？」慶応義塾大学法学部政治学科教授 谷口尚子氏の基調講演を拝聴いたしました。今回の研修の中で、「ハラスメントー自治体議員が注目すべきポイントー」の講演で、あらゆるハラスメント事象の例を挙げ、認識を深めるとともに、ハラスメントにならないケースなどの説明もあり非常に参考になる講演でした。

松茂町でも、昨年、議会改革特別委員会を設置し、職員へのハラスメント防止条例を制定しましたので、7月19日に松茂町議会ハラスメント防止研修会を実施いたしました。

公務員のパワハラの定義

次の①、②、③全てに該当する

「職員に精神的又は身体的苦痛を与える言動」

- ① 職務に関する優越的な関係を背景に行われるもの
- ②「職員の人格や尊厳を害する」あるいは「職員の勤務環境を害することとなる」もの
- ③ 業務上必要かつ相当な範囲を超えるもの

松茂町議会ハラスメント防止研修会資料

編集後記

表紙の写真は、喜来幼小運動会の写真です。プログラムを一生懸命に取り組む子どもたちの姿に元気をもらえました。松茂町の将来を担う子どもたちのためにも行政と議会が切磋琢磨し、町民の安全・安心を守り、松茂町の更なる発展のため、取り組んで参りますので、今後引き続き「議会だより」のご愛読をお願い致します。
(浩)

広報常任委員会

委員長	副委員長	委員	委員	委員	委員	委員
村田 茂	佐藤 禎宏	立井 武雄	米田 利彦	鎌田 寛司	尾野 浩士	川端 順
金森恵美子						